

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 51 号	平成27年度盛岡市一般会計補正予算(第5号) ……………	1
議案第 52 号	平成27年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算(第1号) ……………	13
議案第 53 号	平成27年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算(第1号) ……………	17
議案第 54 号	平成27年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算(第1号) ……………	20
議案第 55 号	平成27年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号) ……………	24
議案第 56 号	平成27年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算(第1号) ……………	29
議案第 57 号	平成27年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第2号) ……………	33
議案第 58 号	平成27年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算(第2号) ……………	36
議案第 59 号	平成27年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算(第1号) ……………	39
議案第 60 号	平成27年度盛岡市水道事業会計補正予算(第3号) ……………	別冊
議案第 61 号	平成27年度盛岡市下水道事業会計補正予算(第2号) ……………	別冊
議案第 62 号	平成27年度盛岡市病院事業会計補正予算(第2号) ……………	別冊
議案第 63 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	42
議案第 64 号	盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について……………	59
議案第 65 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第 66 号	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	66
議案第 67 号	市道の路線の認定及び廃止について……………	88
議案第 68 号	岩手・玉山環境組合規約の一部を変更する規約の協議について……………	89

議案第 51 号

平成27年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度盛岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 456,664千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,162,201千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 地方消費税交付金		5,058,594	686,922	5,745,516
	1 地方消費税交付金	5,058,594	686,922	5,745,516
11 地方交付税		16,653,406	△1,607,437	15,045,969
	1 地方交付税	16,653,406	△1,607,437	15,045,969
13 分担金及び負担金		1,677,403	△125,378	1,552,025
	1 負担金	1,672,431	△123,927	1,548,504
	2 分担金	4,972	△1,451	3,521
14 使用料及び手数料		1,793,753	17,157	1,810,910
	1 使用料	1,260,922	22,314	1,283,236
	2 手数料	475,393	△3,367	472,026
	3 証紙収入	57,438	△1,790	55,648
15 国庫支出金		19,895,502	687,367	20,582,869
	1 国庫負担金	13,913,935	845,370	14,759,305
	2 国庫補助金	5,904,099	△160,705	5,743,394
	3 委託金	77,468	2,702	80,170
16 県支出金		6,975,026	515,215	7,490,241
	1 県負担金	3,084,729	1,195,298	4,280,027
	2 県補助金	3,266,489	△670,672	2,595,817
	3 委託金	623,808	△9,411	614,397

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		千円 408,470	千円 61,887	千円 470,357
	1 財産運用収入	145,724	23,740	169,464
	2 財産売却収入	262,746	38,147	300,893
18 寄附金		1,301	12,074	13,375
	1 寄附金	1,301	12,074	13,375
19 繰入金		1,844,332	△211,439	1,632,893
	1 特別会計繰入金	16,078	4,749	20,827
	2 基金繰入金	1,828,254	△216,188	1,612,066
21 諸収入		1,474,252	199,460	1,673,712
	1 延滞金、加算金及び過料	123,823	60,741	184,564
	2 市預金利子	4,357	4,832	9,189
	3 貸付金元利収入	434,391	△3,169	431,222
	4 受託事業収入	12,736	253	12,989
	5 雑入	898,945	136,803	1,035,748
22 市債		12,541,266	220,836	12,762,102
	1 市債	12,541,266	220,836	12,762,102
歳 入 合 計		112,705,537	456,664	113,162,201

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 721,484	千円 2,165	千円 723,649
	1 議会費	721,484	2,165	723,649
2 総務費		14,180,515	970,656	15,151,171
	1 総務管理費	11,810,961	1,029,048	12,840,009
	2 徴税费	1,225,248	△55,105	1,170,143
	3 戸籍住民基本台帳費	592,445	40,524	632,969
	4 選挙費	266,232	△15,345	250,887
	5 統計調査費	201,581	△23,487	178,094
	6 監査委員費	84,048	△4,979	79,069
3 民生費		42,749,141	527,668	43,276,809
	1 社会福祉費	18,197,265	154,748	18,352,013
	2 児童福祉費	16,131,261	418,255	16,549,516
	3 生活保護費	8,420,615	△45,335	8,375,280
4 衛生費		8,065,815	△50,104	8,015,711
	1 保健衛生費	1,445,306	31,312	1,476,618
	2 清掃費	3,630,197	△23,569	3,606,628
	3 保健所費	2,990,312	△57,847	2,932,465
5 労働費		229,993	△4,807	225,186
	1 労働諸費	229,993	△4,807	225,186

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		千円 2,893,494	千円 △222,130	千円 2,671,364
	1 農業費	2,403,052	△143,231	2,259,821
	2 林業費	490,442	△78,899	411,543
7 商工費		1,232,301	3,212	1,235,513
	1 商工費	1,232,301	3,212	1,235,513
8 土木費		15,896,880	△245,528	15,651,352
	1 土木管理費	235,956	493	236,449
	2 道路橋りょう費	4,103,780	△23,985	4,079,795
	3 河川費	597,790	△16,424	581,366
	4 都市計画費	9,368,640	△138,172	9,230,468
	5 住宅費	1,590,714	△67,440	1,523,274
9 消防費		3,541,663	54,155	3,595,818
	1 消防費	3,541,663	54,155	3,595,818
10 教育費		10,080,740	△415,236	9,665,504
	1 教育総務費	793,000	△52	792,948
	2 小学校費	4,234,356	△619,103	3,615,253
	3 中学校費	1,948,896	263,581	2,212,477
	4 高等学校費	701,779	△10,962	690,817
	5 幼稚園費	402,692	3,637	406,329

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	1,815,637	△49,435	1,766,202
	7 保健体育費	184,380	△2,902	181,478
11 災害復旧費		1	41,824	41,825
	2 農林業施設災害復旧費	0	41,824	41,824
12 公債費		13,063,510	△205,211	12,858,299
	1 公債費	13,063,510	△205,211	12,858,299
歳	出	合	計	
		112,705,537	456,664	113,162,201

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	高度情報化推進事業	402,950
3 民生費	1 社会福祉費	地方創生加速化交付金事業	13,400
		老人福祉施設整備助成事業	128,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	39,123
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設運営費助成事業	46,400
		地方創生加速化交付金事業	29,000
		保育所管理運営事業	1,100
6 農林費	1 農業費	経営体育成支援事業	43,132
7 商工費	1 商工費	歴史的街並み保存活用事業	2,600
		地方創生加速化交付金事業	38,600
8 土木費	2 道橋りょう路費	市道舗装二次改築事業	7,639
		側溝整備事業	449
		尻志田線道路整備事業	2,900
		岩手公園開運橋線道路整備事業	690
		旧競馬場跡地関連道路整備事業	63,076
		都南中央第二地区生活環境整備事業	7,779
		都南中央第三地区生活環境整備事業	10,522
		道明地区生活環境整備事業	44,571
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	114,000
		津志田白沢線道路整備事業	1,000
		谷地頭線道路整備事業	1,430
		東中野門線道路整備事業	20,450
		下田生出線道路整備事業	4,140
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	58,577
		渋民東線道路整備事業	2,000
		三本柳線道路整備事業	32,460
虫壁線道路整備事業	2,817		

款	項	事業名	金額
		割船線道路整備事業	4,661
		橋りよう維持補修事業	103,366
		盛岡駅前通線道路整備事業	12,842
		高櫓線道路整備事業	50,252
		好摩永井線道路整備事業	10,860
		岩山2号線道路整備事業	713
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	28,674
		渋民好摩線道路整備事業	684
		繫26号線道路整備事業	8,289
		みたけ4号線道路整備事業	116,987
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	40,384
		榭沢橋線道路整備事業	38,846
		南大橋明治橋線道路整備事業	44,154
		南大通二丁目南大橋線道路整備事業	4,471
		南大通一丁目5号線道路整備事業	10,860
		岩手飯岡駅東西線自由通路整備事業	28,000
		芋田線道路整備事業	4,159
	3 河川費	都市基盤河川改良事業	221,067
		普通河川改良事業	49,049
		急傾斜地崩壊対策事業	2,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	59,020
		都南中央第三地区土地区画整理事業	146,408
		太田地区土地区画整理事業	146,811
		梨木町上米内線街路事業	168,492
		盛岡駅南大通線街路事業	60,049
		明治橋大沢川原線街路事業	84,767
		盛岡駅青山線街路事業	9,345
		上厨川厨川五丁目線街路事業	950

款	項	事業名	金額
		街路樹等維持管理事業	16,769
		都市公園整備事業	6,570
		盛岡駅西口バス乗場整備事業	13,440
	5 住宅費	耐震対策緊急促進事業	7,899
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	4,809
	3 中学校費	巻堀中学校施設整備事業	275,354
		城西中学校施設整備事業	328,509
	5 幼稚園費	幼稚園就園奨励補助事業	972
11 災害復旧費	2 農林業施設費 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	41,824

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	890,673	892,883

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立地域福祉センター冷房設置工事 設計業務委託に必要とする経費について の債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	1,200
盛岡市クリーンセンター蒸気タービン発 電機修繕に必要とする経費についての債 務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	43,200
普通河川籓沢川河川改修工事に必要とす る経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	80,000
木伏緑地整備工事に必要とする経費につ いての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	45,000
土淵小・中学校グラウンド外整備工事に 必要とする経費についての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	92,568
中学校屋内運動場等非構造部材地震対策 工事設計業務委託に必要とする経費につ いての債務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	6,600
藪川地区公民館移転整備に係る地質調査 業務委託に必要とする経費についての債 務負担 (平成27年度分)	自 平成27年度 至 平成28年度	1,500

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	4,519,766	4,777,102	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成27年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし, 財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し, 又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
情報セキュリティ 強化対策事業債	0	335,000			
ア イ ス リ ン ク 整 備 事 業 債	1,136,300	1,134,600			
浜 民 運 動 公 園 整 備 事 業 債	170,800	127,500			
浜民運動公園総合体育館 耐震補強事業債	4,300	4,100			
患者輸送バス 更新事業債	8,000	5,800			
廃棄物処理施設 設備機器整備事業債	15,500	15,100			
農村整備事業債	65,000	21,600			
林道整備事業債	29,700	19,900			
公有林整備事業債	35,000	25,400			
桜の里整備事業債	62,300	36,300			
地方道路等整備事業債	2,405,300	2,390,100			
道路整備事業債	199,300	198,900			
急傾斜地崩壊 対策事業債	4,500	1,500			
河川整備事業債	223,200	221,000			
公園整備事業債	342,300	341,500			
公営住宅建設事業債	616,200	585,700			
消防施設整備事業債	60,400	56,900			
土淵小・中一貫教育導入 施設整備事業債	462,200	294,700			
城東中学校校 舎改築事業債	27,600	25,800			
耐震補強事業債	854,500	483,700			
プール改修事業債	58,500	65,900			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
向中野小学校 施設整備事業債	15,300	11,600			
巻堀中学校 施設整備事業債	546,700	663,400			
仙北中学校 施設整備事業債	37,800	36,200			
城西中学校屋内運動場 改築事業債	32,100	288,100			
(仮称)見前南地区 公民館整備事業債	21,200	18,600			
志波城跡保存 整備事業債	17,900	14,000			
林道災害復旧事業債	1,300	1,700			
道路橋りょう 災害復旧事業債	4,600	4,300			
河川災害復旧事業債	11,100	3,500			
計	12,541,266	12,762,102			

議案第 52 号

平成27年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,908千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,390	千円 △1,740	千円 1,650
	1 分担金	2,790	△1,140	1,650
	2 負担金	600	△600	0
2 使用料及び手数料		5,856	246	6,102
	1 使用料	5,855	244	6,099
	2 手数料	1	2	3
3 国庫支出金		6,856	△2,989	3,867
	1 国庫補助金	6,856	△2,989	3,867
4 繰入金		1,926	△1,926	0
	1 一般会計繰入金	1,926	△1,926	0
5 繰越金		1	2,205	2,206
	1 繰越金	1	2,205	2,206
6 諸収入		277	396	673
	2 雑入	276	396	672
7 市債		13,800	△5,100	8,700
	1 市債	13,800	△5,100	8,700
歳入合計		32,106	△8,908	23,198

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公設浄化槽整備費		24,177	△9,858	14,319
	1 公設浄化槽整備費	24,177	△9,858	14,319
2 公設浄化槽管理費		6,134	1,096	7,230
	1 公設浄化槽管理費	6,134	1,096	7,230
3 公債費		1,795	△146	1,649
	1 公債費	1,795	△146	1,649
歳 出 合 計		32,106	△8,908	23,198

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公設浄化槽事業債	13,800	8,700	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成27年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	13,800	8,700			

議案第 53 号

平成27年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 532,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		1	△1	0
	1 分担金	1	△1	0
2 使用料及び手数料		73,585	591	74,176
	1 使用料	73,485	565	74,050
	2 手数料	100	26	126
3 繰入金		457,712	△627	457,085
	1 一般会計繰入金	457,712	△627	457,085
4 繰越金		1	1,343	1,344
	1 繰越金	1	1,343	1,344
5 諸収入		1	342	343
	1 延滞金	1	342	343
歳入合計		531,300	1,648	532,948

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 18	千円 △16	千円 2
	1 農業集落排水整備費	18	△16	2
2 農業集落排水施設管理費		102,950	1,935	104,885
	1 農業集落排水施設管理費	102,950	1,935	104,885
3 公債費		428,332	△271	428,061
	1 公債費	428,332	△271	428,061
歳 出 合 計		531,300	1,648	532,948

議案第 54 号

平成27年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,563千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 12,862	千円 1,024	千円 13,886
	1 一般会計繰入金	12,862	1,024	13,886
3 諸収入		59,899	△3,575	56,324
	1 貸付金元利収入	55,362	△107	55,255
	2 雑入	4,537	△3,468	1,069
4 市債		3,012	△3,012	0
	1 市債	3,012	△3,012	0
歳入合計		75,774	△5,563	70,211

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付費		千円 75,774	千円 △5,563	千円 70,211
	1 貸付費	59,684	△4,517	55,167
	2 貸付事務費	16,090	△1,046	15,044
歳 出 合 計		75,774	△5,563	70,211

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業債	3,012	0	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成27年度	無利子	母子及び父子並び に寡婦福祉法（昭和 39年法律第 129号） 第37条第2項, 第4 項及び第6項に定め るところにより償還 する。
計	3,012	0			

議案第 55 号

平成27年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）

平成27年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 137,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,923,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,640,628	千円 3,483	千円 5,644,111
	1 国民健康保険税	5,640,628	3,483	5,644,111
2 使用料及び手数料		4,202	532	4,734
	1 手数料	4,200	530	4,730
	2 証紙収入	2	2	4
3 国庫支出金		6,699,033	337,810	7,036,843
	1 国庫負担金	4,851,369	17,447	4,868,816
	2 国庫補助金	1,847,664	320,363	2,168,027
4 療養給付費交付金		1,022,380	△115,935	906,445
	1 療養給付費交付金	1,022,380	△115,935	906,445
5 前期高齢者交付金		7,309,787	△1,472	7,308,315
	1 前期高齢者交付金	7,309,787	△1,472	7,308,315
6 県支出金		1,292,437	2,366	1,294,803
	1 県負担金	188,482	△11,796	176,686
	2 県補助金	1,103,955	14,162	1,118,117
7 共同事業交付金		7,481,895	△404,522	7,077,373
	1 共同事業交付金	7,481,895	△404,522	7,077,373
8 財産収入		203	124	327
	1 財産運用収入	203	124	327

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 2,088,507	千円 1,080	千円 2,089,587
	1 一般会計繰入金	1,958,507	131,080	2,089,587
	2 基金繰入金	130,000	△130,000	0
11 諸収入		86,473	38,900	125,373
	1 延滞金, 加算金及び過料	71,600	30,846	102,446
	2 雑入	14,873	8,054	22,927
歳 入 合 計		32,060,966	△137,634	31,923,332

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 454,304	千円 △43,179	千円 411,125
	1 総務管理費	267,051	△26,518	240,533
	2 徴税费	186,574	△16,404	170,170
	3 運営協議会費	679	△257	422
2 保険給付費		19,060,275	247,136	19,307,411
	1 療養諸費	16,922,320	128,860	17,051,180
	2 高額療養費	2,034,031	103,269	2,137,300
	4 出産育児諸費	89,922	16,810	106,732
	5 葬祭諸費	12,000	△120	11,880
	6 医療費助成費	2,000	△1,683	317
3 後期高齢者支援金		3,378,853	△13	3,378,840
	1 後期高齢者支援金	3,378,853	△13	3,378,840
4 前期高齢者納付金		2,297	△7	2,290
	1 前期高齢者納付金	2,297	△7	2,290
5 老人保健拠出金		131	△1	130
	1 老人保健拠出金	131	△1	130
6 介護納付金		1,460,738	△116,676	1,344,062
	1 介護納付金	1,460,738	△116,676	1,344,062
7 共同事業拠出金		6,975,118	△209,676	6,765,442

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 共同事業拠出金	6,975,118	△209,676	6,765,442
8 保健事業費		261,235	△19,105	242,130
	1 保健事業費	261,235	△19,105	242,130
10 諸支出金		168,706	3,887	172,593
	1 償還金及び還付加算金	168,706	3,887	172,593
歳 出	合 計	32,060,966	△137,634	31,923,332

議案第 56 号

平成27年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 794,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,514,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 5,088,377	千円 218,649	千円 5,307,026
	1 介護保険料	5,088,377	218,649	5,307,026
3 国庫支出金		5,224,030	148,189	5,372,219
	1 国庫負担金	3,940,316	109,631	4,049,947
	2 国庫補助金	1,283,714	38,558	1,322,272
4 支払基金交付金		6,041,536	164,173	6,205,709
	1 支払基金交付金	6,041,536	164,173	6,205,709
5 県支出金		3,114,201	92,975	3,207,176
	1 県負担金	3,044,034	94,825	3,138,859
	2 県補助金	70,167	△1,850	68,317
6 財産収入		1	113	114
	1 財産運用収入	1	113	114
7 繰入金		3,250,367	66,034	3,316,401
	1 一般会計繰入金	3,250,367	66,034	3,316,401
8 繰越金		5	93,463	93,468
	1 繰越金	5	93,463	93,468
9 諸収入		974	10,598	11,572
	1 延滞金, 加算金及び過料	100	110	210

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 雑入	千円 874	千円 10,488	千円 11,362
歳	入	合	計	
		22,720,162	794,194	23,514,356

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 446,949	千円 △573	千円 446,376
	1 総務管理費	262,551	△7,025	255,526
	2 徴収費	35,832	541	36,373
	3 介護認定審査会費	146,856	5,911	152,767
2 保険給付費		21,490,305	629,104	22,119,409
	1 介護サービス等諸費	19,036,999	761,119	19,798,118
	2 介護予防サービス等諸費	1,106,966	△174,270	932,696
	3 その他諸費	26,906	624	27,530
	4 高額介護サービス等費	395,147	41,631	436,778
3 地域支援事業費		375,125	△12,445	362,680
	1 介護予防事業費	87,097	△8,009	79,088
	2 包括的支援事業・任意事業費	288,028	△4,436	283,592
4 基金積立金		402,759	90,798	493,557
	1 基金積立金	402,759	90,798	493,557
5 諸支出金		4,024	87,310	91,334
	1 償還金及び還付加算金	4,024	87,310	91,334
歳 出 合 計		22,720,162	794,194	23,514,356

議案第 57 号

平成27年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）

平成27年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,452千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,814,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,352,591	千円 △68,398	千円 2,284,193
	1 後期高齢者医療保険料	2,352,591	△68,398	2,284,193
2 使用料及び手数料		533	29	562
	1 手数料	533	29	562
3 繰入金		504,419	11,169	515,588
	1 一般会計繰入金	504,419	11,169	515,588
5 諸収入		8,723	△252	8,471
	1 延滞金, 加算金及び過料	701	△168	533
	3 雑入	112	△84	28
歳入合計		2,871,454	△57,452	2,814,002

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 44,265	千円 △2,787	千円 41,478
	1 総務管理費	11,122	△2,169	8,953
	2 徴收費	33,143	△618	32,525
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,818,279	△54,665	2,763,614
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,818,279	△54,665	2,763,614
歳 出 合 計		2,871,454	△57,452	2,814,002

議案第 58 号

平成27年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）

平成27年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,004千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,603,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		640,912	4,186	645,098
	1 使用料	640,911	4,185	645,096
	2 手数料	1	1	2
2 繰入金		730,470	△11,877	718,593
	1 一般会計繰入金	730,470	△11,879	718,591
	2 基金繰入金	0	2	2
3 繰越金		1	352	353
	1 繰越金	1	352	353
4 諸収入		259,548	△19,667	239,881
	1 雑入	259,548	△19,667	239,881
5 財産収入		0	2	2
	1 財産運用収入	0	2	2
歳入合計		1,630,931	△27,004	1,603,927

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 584,593	千円 △27,004	千円 557,589
	1 市場管理費	584,593	△27,004	557,589
歳 出 合 計		1,630,931	△27,004	1,603,927

議案第 59 号

平成27年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

平成27年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 12,018	千円 2,595	千円 14,613
	1 財産運用収入	12,018	2,595	14,613
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		111,438	2,594	114,032

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 18,022	千円 2,594	千円 20,616
	1 管理事務費	18,022	2,594	20,616
歳 出 合 計		111,438	2,594	114,032

議案第 63 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について
盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表56の項の右欄第1号中「(2) の」を「次号の」に改め、同表61の項の右欄第3号中「(1) 及び(2) 」を「前2号」に改め、同表65の12の項の右欄を次のように改める。

認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。）の新築に係る計画 4万8,000円（市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては7,000円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の評価書（設計された住宅に係るものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しの提出がある場合にあっては1万7,000円）

イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画 7万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の13の項において同じ。）の新築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては1万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては6万1,000円）

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては2万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては9万7,000円）

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万

2,000円（適合証の提出がある場合にあつては3万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあつては18万1,000円）

(イ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円
（適合証の提出がある場合にあつては6万1,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあつては30万9,000円）

(ロ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万
1,000円（適合証の提出がある場合にあつては10万4,000円、設計住宅性能評価書の
写しの提出がある場合にあつては47万5,000円）

(ハ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円（適
合証の提出がある場合にあつては17万1,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出が
ある場合にあつては86万4,000円）

(ニ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万
6,000円（適合証の提出がある場合にあつては21万円、設計住宅性能評価書の写しの
提出がある場合にあつては117万7,000円）

(ホ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円（適合証の提出が
ある場合にあつては22万4,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあ
つては142万4,000円）

エ 共同住宅等の増築又は改築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円（適合証の提出がある
場合にあつては、1万9,000円）

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万
8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万4,000円）

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万
8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、4万9,000円）

(ハ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万
5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、9万1,000円）

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万
3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万5,000円）

(ホ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万
1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、25万6,000円）

(ヘ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万
7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、31万5,000円）

(ロ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円（適合証の提出が

ある場合にあつては、33万 5,000円)

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額

イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の13の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の13の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額

別表65の13の項の右欄を次のように改める。

変更認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅の新築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号アに定める額

イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号イに定める額

ウ 共同住宅等の新築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号ウ(7) から(9) までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の12の項の右欄第1号ウ(7) から(9) までに定める額

エ 共同住宅等の増築又は改築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号エ(7) から(9) までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の12の項の右欄第1号エ(7) から(9) までに定める額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額

イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額

別表65の14の項の右欄第1号中「8の項の右欄」を「8の項の右欄各号」に、「それぞれ同項の右欄」を「当該各号」に改め、同欄第2号中「9の項」を「9の項の右欄各号」に改め、「9の2の項の右欄」の次に「に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄」を加え、同表65の15の項の右欄第1号中「8の項の右欄」を「8の項の右欄各号」に、「それぞれ同項の右欄」を「当該各号」に改め、同欄第2号中「9の項」を「9の項の右欄各号」に改め、「9の2の項の右欄」の次に「に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2

の項の右欄」を加え、同表第65の16の項の右欄中「(1) に」を「第1号に」に、「(2) に」を「その額に第2号に」に改め、同欄第1号イ中「(1) ア(7)」を「ア(7)」に、「(1) イ(7)」を「イ(7)」に改め、同号オ中「(1) ア(7)」を「ア(7)」に、「(1) イ(7)」を「イ(7)」に、「(1) ウ(7)」を「ウ(7)」に、「(1) エ(7)」を「エ(7)」に改め、同欄第2号ア中「8の項の右欄」を「8の項の右欄各号」に、「それぞれ同項の右欄」を「当該各号」に改め、同号イ中「9の項」を「9の項の右欄各号」に改め、「9の2の項の右欄」の次に「に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄」を加え、同表65の17の項の右欄中「(1) に」を「第1号に」に、「(2) に」を「その額に第2号に」に改め、同欄第1号ア中「65の16の項の右欄(1) ア(7)」を「65の16の項の右欄第1号ア(7)」に、「定める床面積」を「掲げる床面積」に改め、同号イ中「65の16の項の右欄(1) ア(7)」を「65の16の項の右欄第1号ア(7)」に、「同欄(1) イ(7)」を「同欄第1号イ(7)」に、「定める床面積」を「掲げる床面積」に改め、同号ウ中「65の16の項の右欄(1) ウ(7)」を「65の16の項の右欄第1号ウ(7)」に、「定める床面積」を「掲げる床面積」に改め、同号エ中「65の16の項の右欄(1) エ(7)」を「65の16の項の右欄第1号エ(7)」に、「定める床面積」を「掲げる床面積」に改め、同号オ中「65の16の項の右欄(1) ア(7)」を「65の16の項の右欄第1号ア(7)」に、「同欄(1) イ(7)」を「同欄第1号イ(7)」に、「同欄(1) ウ(7)」を「同欄第1号ウ(7)」に、「同欄(1) エ(7)」を「同欄第1号エ(7)」に、「定める床面積」を「掲げる床面積」に、「65の16の項の右欄(1) ウ(7)」を「65の16の項の右欄第1号ウ(7)」に改め、同欄第2号ア中「8の項の右欄」を「8の項の右欄各号」に、「それぞれ同項の右欄」を「当該各号」に改め、同号イ中「9の項」を「9の項の右欄各号」に改め、「9の2の項の右欄」の次に「に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄」を加え、同表65の19の項の次に次のように加える。

<p>65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）又は</p>
--	--------------------------------	--

複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から65の22の項までにおいて「省令」という。）

第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）

であって住戸の数が1であるものの住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。） 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの 3万 8,000円
（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、6,000円）

(4) 床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの 4万 3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）（認定申請

が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 7万 7,000円
(適合証の提出がある場合にあっては、1万 1,000円)

(i) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 12万 7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万 3,000円)

(ii) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 21万 7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、5万円)

(i) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの 31万円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万 9,000円)

ウ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)又は複合建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)次に掲げる申請に係る床面積の合

計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 省令第8条第1号イ(1) 及びロ(1) に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 1,000円）、省令第8条第1号イ(2) 及びロ(2) に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 1,000円）
- (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては40万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては16万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）
- (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請に

あつては26万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万 9,000円）

(イ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては71万 4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万 1,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては34万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万 1,000円）

(ロ) 床面積の合計が 1万平方メートルを超え 2万 5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては84万 4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万 8,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては40万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万 8,000円）

(ハ) 床面積の合計が 2万 5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては96万 2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、22万 2,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては48万円（適合証の提出がある場合にあつては、22万 2,000円）

エ 複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体、非住

宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(7)又は(1)に定める額を合算した額

(7) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつてはア(7)又は(1)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(7)又は(1)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつてはイ(7)から(1)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(7)から(1)までに定める額

(1) 非住宅部分 ウ(7)から(1)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(7)から(1)までに定める額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額

イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の21の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の21の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、

		それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
<p>65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の20の項の右欄第1号ア(7)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア(7)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の20の項の右欄第1号イ(7)から(イ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号イ(7)から(イ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の20の項の右欄第</p>

1号ウ(7) から(カ) までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ウ(7) から(カ) までに定める額

エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(7) 又は(イ) に定める額を合算した額

(7) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては65の20の項の右欄第1号ア(7) 又は(イ) に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア(7) 又は(イ) に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては65の20の項の右欄第1号イ(7) から(イ) までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号イ(7) から(イ) までに定める額

(イ) 非住宅部分 65の20の項の右欄第1号ウ(7) から(カ) までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算

		<p>定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ウ(7)から(カ)までに定める額</p> <p>(2)次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
<p>65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額</p> <p>(1)一戸建ての住宅 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、6,000円)、省令</p>

第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては2万円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては4万3,000円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては2万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円)

(2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては7万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては3万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては12万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては6万3,000円(適合証の提出がある

場合にあつては、2万3,000円)

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5万円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5万円)

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円 (適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)

(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性 (以下この項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては25万1,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合性 (以下この項において「第4基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円 (適

合証の提出がある場合にあっては、
1万 1,000円)

イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあっては40万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）、第4基準適合性に係る認定申請にあっては16万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）

ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 9,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあっては26万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万 9,000円）

エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあっては71万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万 1,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあっては34万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万 1,000円）

オ 床面積の合計が 1万平方メートルを超え 2万 5,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあっては84万 4,000円（適合証の提出がある場合にあ

っては、17万 8,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては40万 9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、17万 8,000円)

カ 床面積の合計が2万 5,000平方メートルを超えるもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては96万 2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、22万 2,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては48万円(適合証の提出がある場合にあつては、22万 2,000円)

(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額

イ 非住宅部分 第3号アからカまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからカまでに定める額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定めるとともに、増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 64 号

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について
 盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例

盛岡市総合交流ターミナル条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中		2人	
7,080円	を	2人	
		3人	
7,080円	に、		
5,925円		4人	
11,700円	を	4人	
		5人	
11,700円	に、		
9,390円		4人	
7,080円	を	4人	
		5人	
7,080円	に改め、同表備考2第2号中「（次号に掲げる日を除く。）」		
5,925円			

を削り、同表備考2第3号中「の日」の次に「（前号に掲げる日を除く。）」を加え、同表備考2第4号中「の日」の次に「（第2号に掲げる日を除く。）」を加え、同表備考3中「12月30日」を「備考2の規定にかかわらず、12月30日」に改め、別表第4号の表を次のように改める。

区分		使用料	
		単位	金額
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用（1回につき）	600円

		回数使用（10回につき）	5,400円
	小学校児童以下の者（3歳未満の者を除く。）	普通使用（1回につき）	300円
		回数使用（10回につき）	2,700円
家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円

備考

- 1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。
- 2 宿泊者（総合交流ターミナルの宿泊施設に係る第5条第1項の許可を受けた者をいう。）の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

ケア・ハウスに係る使用料の額を改定するとともに、同施設の使用料に回数使用の区分を設けるほか、宿泊施設の1室の人数に新たな区分を設け、その使用料の額を定めようとするものである。

議案第 65 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を次のとおり改正するものとする。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 151条」を「～第 151条」に、「・第 161条」を「～第 161条」に改める。

第96条第1号中「以下同じ。）であって」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（盛岡市指
定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第
64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域
密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以
下同じ。）を」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2
に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、
同条第2号中「以下同じ。）の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型
サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「
指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に、「第 102条第2項第1号の食堂及び同項第2号」
を「第 102条第1項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第1号の食堂及
び指定居宅サービス等基準条例第 102条第1項第2号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条
の5第1項第2号」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第3号中「指定通所
介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第97条中「盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域
密着型サービス基準条例」に、「第 111条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登
録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第 150条の2の規定により基
準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160条の2の規定により基準該
当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革
特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15
年厚生労働省令第 132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみな

される通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号中「及びこの」を「並びにこの」に改め、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の

2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施

設から必要な技術的支援を受けていること。

第 160 条第 1 号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第 160 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第 55 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第 72 条の 4 において準用する県条例第 55 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第 55 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第 72 条の 4 において準用する県条例第 55 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人

28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）の範囲を拡大するとともに、基準該当生活介護とみなされる通いサービスの要件及び基準該当短期入所の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 66 号

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第45条第11項中「第62条第1項」を「第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項」に改める。

(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針(第114条・第115条)

目次中 第2款 人員に関する基準(第116条・第117条)

第3款 設備に関する基準(第118条・第119条)

第4款 運営に関する基準(第120条～第131条)

を「第5節 削除」に改める。

第100条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第 107条中「（第 5 節を除く。）」を削る。

第 7 章第 5 節を次のように改める。

第 5 節 削除

第 114条から第 131条まで 削除

第 132条第 1 項第 3 号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「この条の次に「及び第 134条」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」を「前項第 3 号」に改め、「（第 2 項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「及び第 2 項」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「前各項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第 134条第 2 項第 1 号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第 182条中「指定通所介護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第 246条第 3 項中「第 249条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準条例第 61 条に規定する指定認知症対応型通所介護」を「指定福祉用具貸与（第 249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第 61 条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。）」に改め、同条第 4 項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「その他」の次に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 5 条の規定による改正前の」を加え、「。以下「基準省令」という。」を削る。

第98条第1項第3号中「以下同じ。）の指定」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定」に、「以下同じ。）の事業」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に、「第7項」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項」に改める。

第100条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、「まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項まで」を加える。

第101条第4項中「基準省令」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改める。

第113条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

第136条第3項第3号中「基準省令」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「基準省令」という。）」に改める。

第233条第2項中「指定居宅サービス事業者」の次に「指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第3項中「指定通所介護」の次に「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

「 第4節 運営に関する基準
第3章の2 地域密着型通所
第1節 基本方針（第60条
第2節 人員に関する基準
第3節 設備に関する基準
第4節 運営に関する基準
第5節 指定療養通所介護

目次中「 第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）」を

- 第1款 趣旨及び基本方針
- 第2款 人員に関する基準
- 第3款 設備に関する基準
- 第4款 運営に関する基準

(第51条～第60条)

介護

の2)

(第60条の3・第60条の4)

(第60条の5)

(第60条の6～第60条の20) に改める。

の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

針(第60条の21・第60条の22)

準(第60条の23・第60条の24)

準(第60条の25・第60条の26)

準(第60条の27～第60条の38) 」

第15条中「及び第68条」を「、第60条の6、第60条の28及び第60条の29」に改める。

第31条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限

る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業若しくは当該指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他

の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業又は当該指定介護予防通所介護に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備、備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室
- (4) 相談室
- (5) 事務室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。

(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業又は当該指定介護予防通所介護に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号の費用については、基準省令第24条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(基本取扱方針)

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図るとともに、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項の地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術

をもってサービスの提供を行うものとする。

- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下この節において「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業員によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録等の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「訪問看護事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の23 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5人に対し、当該指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に

当たる療養通所介護従業者が1人以上確保されるために必要な数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、9人以下とする。

(設備、備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項の設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定療養通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、第60条の34に規定する運営規程の概要、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡の体制、第60条の38において準用する第60条の13第1項に規定する療養通所介護従業者の勤務の体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申

込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、

サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（以下この節において「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図り、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、直ちに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。
(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者それぞれの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録等の整備）

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項の規定による検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4

項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「。第76条において同じ」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第109条中「第73条、第75条及び第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第128条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第129条中「第73条、第78条」を「第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで」に、「、第105条及び第106条第1項から第4項まで」を「及び第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について

知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第149条第2項第8号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第150条中「第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第152条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第177条第2項第7号中「第106条第2項に規定する」を「第60条の17第2項の規定による」に改める。

第178条中「第73条、第77条及び第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める

第190条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第202条第2項第10号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第203条中「第73条、第75条、第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から第107条まで」を「第101条から第105条まで及び第107条」に、「とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

第5条 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第60条の3第1項第3号中「又は指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」、「又は指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」及び「若しくは当該指定介護予防通所介護」を削り、同条第8項中「又は指定介護予防通所介護事業者」、「又は指定介護予防通所介護の事業」及び「又は当該指定介護予防通所介護」を削る。

第60条の5第5項中「又は指定介護予防通所介護事業者」、「又は指定介護予防通所介護の事業」及び「又は当該指定介護予防通所介護」を削る。

（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「及び第39条」を「第39条及び第40条」に、「と読み替える」を「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第87条中「第39条」の次に「第40条」を加え、「第62条及び第63条」を「及び第62条」に、「第57条中」を「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中」に改め、「第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第233条第3項の改正規定中「加え、「指定介護予防訪問介護」を」を「指定通所介護」の次に」に、「に改め、」を「を加え、「指定介護予防訪問介護」及び」に改める。

附則第3条第3項の表中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という）に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）

（以下「指定通所介護等」という）に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に、

指定通所介護事業者

を

指定通所介護事業者等

に、

「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第7項」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項」に、「第3項」を「第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項」に改め、同条第4項の表中「第6項」を「第5項」に改める。

提案理由

介護保険制度の見直しに伴い、施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を改めようとするものである。

議案第 67 号

市道の路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のとおり認定及び廃止するものとする。

平成28年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 116	畑返下鹿妻4号線	向中野字幅 143番1地先	向中野字畑返50番地先
C a 117	西仙北津志田線	向中野字鶴子65番地先	向中野字畑返48番地先
D a 422	北夕顔瀬町25号線	北夕顔瀬町 1番48地先	北夕顔瀬町 1番35地先
D b 956	北天昌寺町30号線	北天昌寺町 112番1地先	北天昌寺町 105番11地先
D b 957	西青山三丁目51号線	西青山三丁目 7番25地先	西青山三丁目 7番 8地先
D c 595	みたけ三丁目29号線	みたけ三丁目33番14地先	みたけ三丁目33番10地先
都 4163	検断地11号線	永井17地割19番 5地先	永井15地割57番 5地先
都 4164	北畑自転車歩行者専用道	永井23地割 3番 1地先	永井20地割31番 6地先
都 4165	下永林10号線	三本柳10地割46番 5地先	津志田15地割52番地先
都 4166	下永林11号線	津志田14地割 3番 6地先	津志田15地割51番 2地先
都 4167	下永林12号線	津志田14地割 3番 6地先	津志田15地割52番地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A e 247	上米内36号線	上米内字上小浜地内地先	上米内字上小浜地内地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 68 号

岩手・玉山環境組合同規約の一部を変更する規約の協議について

岩手・玉山環境組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 2 項の規定により協議するものとする。

平成28年 3 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手・玉山環境組合同規約の一部を変更する規約

岩手・玉山環境組合同規約（昭和41年岩手県指令41地第 230号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「盛岡市玉山区寺林字平森54番地54」を「盛岡市寺林字平森54番地54」に改める。

附 則

この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

盛岡市の地域自治体の設置期間の終了に伴い、組合の事務所の位置から地域自治体の名称を削るため、岩手・玉山環境組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。